

意見書

「小山市における障がい者の生涯学習推進について」

令和7年3月19日

令和5・6年度 小山市社会教育委員

はじめに

小山市社会教育委員会議は、社会教育に関して市教育委員会に助言をすることを主な目的として設置されています。

令和5・6年度小山市社会教育委員会議の活動テーマとした「障がい者の生涯学習推進」について、国の有識者会議（平成31年）では「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」¹が目指す社会像として打ち出され、県生涯学習推進計画（令和3年度～令和7年度）においても「障害の特性を踏まえた多様な学習機会の提供」²をすることが施策として位置付けられています。

本意見書は、本市における障がい者の生涯学習推進を緊切な課題とし、市が取り組んでいくべき方向性について、令和5年8月24日の第1回会議から令和7年3月7日の第9回会議までの全9回にわたる協議の結果として、提出するものです。併せて、今後、小山市の障がい者の生涯学習推進に関する事業を実施する上で取り入れていただきたい点についても、付帯意見として整理しました。

本意見及び付帯意見が、小山市における障がい者の生涯学習の推進ならびに小山市社会教育の推進に寄与することを強く期待します。

¹ 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議「障害者の生涯学習の推進方策について―誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して―（報告）」平成31年3月、p12。出典：文部科学省ホームページ（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/041/toushin/1414985.htm）

² 栃木県「栃木県生涯学習推進計画（六期計画）2021～2025」令和3年3月、p17。出典：栃木県ホームページ（<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m06/suisinkeikaku6.html>）

意 見 書

小山市における障がい者の生涯学習推進については、「小山市における障がい者本人や家族等の、生涯学習に関するニーズや、学びの機会の現状・実態を、調査を通して把握し、障がいの有無にかかわらず共に学ぶことのできる生涯学習環境の整備に努めていくこと」を期待し、意見書として提出します。

ただし、次にまとめる付帯意見についても十分に尊重し、小山市における障がい者の生涯学習に関わる事業計画の立案及び実践に活かされながら、互いを認め合い、誰もが生涯を通して学んでいくことができる社会の実現に資する取り組みを推進することを強く要望します。

令和 7 年 3 月 1 9 日

令和 5 ・ 6 年度小山市社会教育委員

付 帯 意 見

(1) 障がい者の生涯学習推進のための、ニーズ・実態把握について

- ① 障がい者の生涯学習に関するニーズや課題については、障がい者本人の意見を聞くように努めること
- ② ニーズの把握にあたっては、障がい者本人の声が尊重され反映されるための適切な手段・方法をとること
- ③ 障がい者本人のほか、保護者をはじめ周囲の関係者の声も聞き、障がい者本人を取り巻く生涯学習環境の実態把握に努めること

なお、本会議においては、障がい者の生涯学習ニーズについて、学校卒業後の学びの機会や、安心して学ぶことができる人的物的サポートの充実、共に学ぶ仲間づくりや交流の場等に関する意見が交わされました。

実際の事業実施にあたっては、上記ニーズ把握が適切に行われることを望みます。

(2) 障がい者の生涯学習機会の拡充について

- ① 障がい者本人が参加できる講座・学級プログラム及び事業を実施していくこと
- ② 障がいの有無にかかわらず、共に参加できる講座・学級プログラム及び事業を実施していくこと

上記講座・学級等の具体的な企画・運営に際しては、障がい者一人一人が安心して参加することができるよう、個別のニーズやその人の障がいの特性に合わせた、一人一人への適切な配慮、合理的配慮の提供が肝要です。

さらに、常に障がい者本人の感想・意見を聞くよう努め、企画・運営へフィードバックするとともに、学びの機会に関わる障がいのある方もない方も、協力し合いながら、互いにその人らしさを認め合い、互いの交流を促進する場づくりを行っていくことを期待します。

また、特筆して以下の2点について取り上げます。

ア 広報・情報共有について

- ・従来の方法はもとより、障がい者本人の居場所に直接出向いて説明をする等、情報が確実に届くよう努めること
- ・障がい者本人や周囲の関係者が、学びの情報にアクセスしやすくなるよう努めること

イ 多様な主体との連携について

- ・福祉施設、特別支援学校、専門学校、大学等高等教育機関、国・県・市町の関係部局、職業安定所等の、障がいに関して専門的知識を有し、障がい者本人と直接関わりのある関係機関・団体に助言を仰ぎ、上記アに掲げる学びの情報等を共有していくほか、事業実施の際には一緒に運営に協力参加していただけるよう努めること

- ・自治会、市民団体、学校、企業等の地域社会の関係者と積極的に協働し、既存の地域行事等への障がい者の参加をコーディネートするほか、一方で地域関係者側の市関連事業への参加を働きかける等、多様な連携をはかること

【補足】本会議において話し合われた講座・事業の取り組み例

- ・障がい者本人と保護者が一緒に参加できるオムニバス講座
- ・市が企画する従来の講座・学級、イベントに、ユニバーサルデザインの観点を取り入れる
- ・地域の既存のイベント・催しへ、障がい者本人が参加できる機会・体験を盛り込み交流の場を設ける
- ・公共施設に限らず、福祉施設等の障がい者の居場所に直接出向いて講座等を実施する

（３）障がい者の生涯学習推進のための環境・体制の整備について

- ① 障がい者の学びの場づくりに関するサポート的視点、多様な主体との連携を支援するコーディネート的視点を持った人材を育成していくこと（市民、市職員ともに）
- ② 市民、市職員の障がい・障がい者に関する理解を促進するための機会を設けていくこと
- ③ （２）イに掲げる多様な主体との協力・連携を可能にするネットワークづくりに取り組んでいくこと
- ④ 障がい者の生涯学習推進にあたり、必要十分な人員や資源が割り当てられること

お わ り に

令和 5・6 年度におきましては、「小山市における障がい者の生涯学習推進について」をテーマとし、意見交換やワークショップ形式を取り入れた活発な会議を実施したことにより、委員の皆さまが、より活発に意見を出し合うことができ、実際の課題に即した多様な視点やアイデアが交わされる場となりました。これにより、障がいのある方々の学びの機会を拡充し、地域社会とのつながりを強化する取り組みを進めることができました。

今期、社会教育委員として一緒に活動しております「社会福祉法人パステル」石橋理事長のご理解とご協力のもと、施設見学を実施し、現場の理解を深める貴重な機会を得ました。また、社会教育委員とパステル利用者の皆さまと共に、ノンバーバルコミュニケーションの一環として「ドラムサークル」体験を行い、音楽を通じた交流を図ることで、学びと共生の意義を実感する場となりました。

今回の社会教育委員の活動を通じて強く感じたことは、「障がい者の生涯学習推進において大切なことは、学びの機会や活動を、一過性のイベントではなく、継続的な学習プログラムとして発展させ、持続可能な取り組みとするために、私たち市民と行政とで制度的・財政的な支援を確立していくことが不可欠である」ということです。

共生社会の実現は一朝一夕に達成できるものではありません。しかし、今期の取り組みを通じ、小山市は確実に前進できるということが感じられます。今後も、障がい者の生涯学習の機会を広げ、地域全体で支え合う社会を目指し、さらなる挑戦を続けていく所存です。

令和 5・6 年度小山市社会教育委員
委員長 鈴木 久美子